

**県民向けの旅行・宿泊代金割引・クーポン券配布事業
Q&A(旅行・宿泊割引・利用者用)**

番号	分類	質問	回答										
1	総論	どのような事業ですか。	<p>対象の県民の方に販売する旅行・宿泊代金の1/2を基本に、旅行・宿泊代金の区分に応じた定額の支援とクーポン券の配布からなります。支援額の上限は1人5,000円です。日帰り旅行も対象となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旅行・宿泊代金(1人泊)</th> <th>支援金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以上</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>8,000円以上10,000円未満</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>6,000円以上8,000円未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4,000円以上6,000円未満</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	旅行・宿泊代金(1人泊)	支援金額	10,000円以上	5,000円	8,000円以上10,000円未満	4,000円	6,000円以上8,000円未満	3,000円	4,000円以上6,000円未満	2,000円
旅行・宿泊代金(1人泊)	支援金額												
10,000円以上	5,000円												
8,000円以上10,000円未満	4,000円												
6,000円以上8,000円未満	3,000円												
4,000円以上6,000円未満	2,000円												
2	総論	どのような料金が割引支援対象になりますか。	対象事業者(本事業に登録した宿泊施設、旅行会社)が提供する宿泊サービス、旅行商品の代金が割引支援の対象になります。										
3	総論	クーポン券とは何ですか。	<p>ご宿泊された対象の県民の方に対し、宿泊施設が県内の店舗で使用可能なクーポン券を配布します。県内の取扱店舗で利用できます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旅行・宿泊代金(1人泊)</th> <th>クーポン金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以上</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上15,000円未満</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	旅行・宿泊代金(1人泊)	クーポン金額	15,000円以上	2,000円	10,000円以上15,000円未満	1,000円				
旅行・宿泊代金(1人泊)	クーポン金額												
15,000円以上	2,000円												
10,000円以上15,000円未満	1,000円												
4	総論	前売券とは何ですか。	<p>事前に前売券販売の登録をした対象事業者(宿泊施設又は旅行会社)が前もって対象の県民の方に販売する当事業限定の宿泊券、旅行券になります。前述の割引支援とは同事業のため併用不可となります。万が一、事業予定期間途中で予算がなくなり終了した場合でも事業終了までの間に利用することができます。 現在10月15日(金)まで発売中です。</p>										
5	総論	対象の県民である確認はどのようにしますか。(プレ実施期間は追加確認書類が必要です)	旅行・宿泊の申込時点または宿泊施設のチェックイン時点で運転免許証、健康保険証、旅券、マイナンバーカードなどの身分証明書で住所を確認させていただきます。なお、公共料金の請求書での確認は認められませんのでご留意下さい。										
6	総論	修学旅行は割引支援対象になりますか。	<p>県内に所在する学校の修学旅行等(修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。)であれば、参加する生徒等の居住地にかかわらず対象となります。 ※プレ実施期間中は学校長の判断に委ねる。</p>										
7	総論	企業等の懇親旅行、研修旅行は割引支援対象となりますか。	参加する社員が兵庫県の対象県民であれば支援対象になります。企業が負担する部分については、人数按分し、対象の県民である社員にかかる代金のみが支援対象になります。										
8	総論	業務上の長期滞在は対象外とされていますが、業務上の長期滞在とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。	専らビジネス目的で複数日連続して滞在する場合を指します(ただし、ワーケーションなど観光目的が含まれるものは対象となります)。										
9	総論	代表者が兵庫県民であれば全員が割引支援を受けることができますか。	支援対象はグループの中の対象の県民の方のみです。										
10	総論	県内在住の外国人は割引支援対象となるのでしょうか。	本事業は県内旅行需要の喚起が目的のため、対象の県民であれば、在住外国人でも利用可能です。										
11	総論	県外から帰省する子どもと一緒に宿泊をする場合は割引支援対象になりますか。	帰省する子どもが対象の県民でなければ対象になりません。										

12	総論	いつから開始されますか。	ワクチン接種の普及状況や感染状況の指標でステージⅡ相当以下等を考慮し、県が判断したときになります。開始後の予約、実施日の割引支援、クーポン券の配布の対象になりますのでご注意ください。 ※事業開始条件は変更になる場合がございます。
13	総論	本事業が開始した時点で既に予約・販売された旅行や宿泊代金は対象となりますか。	対象となりません。予約・実施日ともに事業開始日以降になります。
14	総論	同一人が複数回利用することは可能ですか。	複数回利用しても構いません。
15	総論	市町独自の助成制度との併用は可能ですか。	併用可能です。支援金額は、市町助成後の金額をもとに算出します。ただし、市町によっては併用を不可としている場合は、それに従います。 例) 10,000円の宿泊で市町支援額が50%割引の場合 市町支援額5,000円(10,000円×0.5) 県民向け割引(本事業)支援額2,000円 (4,000円以上6,000円未満の場合支援額2,000円) 併用後の自己負担額3,000円(10,000-5,000-2,000) 先に県の他の助成制度、市町の助成後、宿泊(旅行)代金から当事業の支援金額を算出してください。
16	総論	県の他の助成制度(スキー場周辺地域の宿泊割引、ひょうご五国交流バス等)との併用は可能ですか。	併用可能です。支援金額は上記と同様に県の他の助成後の金額をもとに算出します。
17	総論	国の支援制度(Go Toトラベル)との併用は可能ですか。	併用できません。
18	総論	感染状況が悪化して、事業期間が短縮された場合など、割引の扱いはどうなりますか。	事業期間外の旅行・宿泊については県の支援対象にはなりません。感染状況の悪化に伴う事業停止等により規定のキャンセル料が発生した場合、利用者の負担となります。
20	総論	宿泊している夜間に発熱した場合はどうすればいいですか。	直ちに宿泊施設のスタッフにお申し出ください。その際は、宿泊施設の指示に従ってください。
21	総論	宿泊料の割引対象経費には消費税、入湯税も含まれますか。	含まれます。しかしながら、入湯税等を旅行・宿泊代金とは別に、宿泊施設等の現地で支払う場合には割引支援の対象金額となりません。
22	総論	連泊した場合も割引支援の対象となりますか。	連泊についても、1日あたり最大5,000円の支援を行います。例えば2泊された場合は、最大10,000円(5,000円×2泊)の支援となります。ただし、旅行会社での予約の場合や同一の宿泊施設の場合、5泊までを上限とします。
23	支援	運送機関(鉄道乗車券・特急券、バス料金、フェリー等)の代金は割引対象になりますか。	旅行会社で予約する宿泊を伴う運送機関の代金は対象になります。宿泊を伴わない運送機関のみの場合は対象になりません。(日帰り旅行の場合はNo27参照)
24	支援	出発地や帰着地、立ち寄り先、宿泊先が県外である旅行は割引支援対象になりますか。	対象になりません。出発地や帰着地、立ち寄り先、宿泊先はすべて県内であることが必要です。
25	支援	宿泊代金にスキー場のリフト代やゴルフ場のプレー料金が含まれるセットプランは、割引支援対象になりますか。	旅行会社で旅行プランとして販売する場合は、対象になります。
26	支援	旅行代金に体験アクティビティなどのオプション料金、施設入場料が含まれている場合は割引支援対象になりますか。	旅行会社で旅行プランとして販売する場合は、対象になります。

27	支援	本事業の支援対象となる「日帰り旅行」とはどのようなものでしょうか。	旅行会社が販売する募集・受注型企画旅行日帰り旅行商品が対象となります。なお、日帰り旅行商品においては、同日中に発地に戻る事が予定されている運送サービス並びに旅行先で、運送サービスを提供する者以外の者が提供する運送及び宿泊以外の有料の旅行サービス等を含む必要があります。
28	支援	子ども料金についても割引支援対象になりますか。	対象になります。
29	支援	子ども料金の適用者が含まれる場合、支援額はどのように算出するのですか？(1泊の場合) 【R3.10.12更新】	旅行・宿泊代金の総額を基準として、日数及び参加人数で割ることにより1人1泊あたり宿泊代金を算出し、支援金額を判定します。 <例> 大人2人、子ども1人の家族旅行のケース 宿泊代大人1人13,000円、子ども1人7,000円 ⇒旅行・宿泊代金総額 33,000円 1人泊当たり代金総額 33,000円÷3=11,000円 1人あたり割引支援額 5,000円 支援総額は5,000円×3人=15,000円 クーポン券は3名に各1,000円配布
30	支援	旅行・宿泊代金のかからない乳幼児が含まれる場合、支援金額はどのように算出するのですか？(1泊の場合) 【R3.10.12更新】	旅行・宿泊代金の総額を基準として、日数及び参加人数で割ることにより1人1泊あたり宿泊代金を算出し、支援金額を判定します。 <例> 大人2人、乳幼児1人の家族旅行のケース 宿泊代大人2人13,000円、乳幼児1人0円 ⇒旅行・宿泊代金総額 26,000円 1人泊当たり代金総額 26,000円÷3=8,666円 1人あたり割引支援額 4,000円 支援総額は4,000円×3人=12,000円 クーポン券はなし
31	支援	旅行会社で販売する企画旅行でレンタカーなど1人あたりの価格設定がないオプションがついている場合、1人あたりの旅行代金はどのように算出するのですか？(1泊の場合)	オプションを含めた対象の県民の当該旅行に係る代金の総額を算出し、それを対象の県民の参加人数で割ることにより1人あたりの旅行・宿泊代金を算出します。 <例> 大人2人、乳幼児1人の家族旅行のケース 宿泊代大人1人11,000円、乳幼児0円 レンタカー代8,000円のプランを利用 旅行・宿泊代金総額 11,000円×2人+8,000円=30,000円 1人泊当たり代金 30,000円÷3人=10,000円 ⇒1人あたり支援金額5,000円 支援金総額は5,000円×3人=15,000円 クーポン券は3名に各1,000円配布
32	支援	上記のケースで、1人あたりの価格設定がないオプション分を含めず、1人あたりの代金が明確な部分のみで支援金額を算定しても構わないですか？	構いません。
33	支援	事前に予約した宿泊代金のほか、宿泊施設の滞在時に酒類を購入しチェックアウト時に支払を行った場合の酒類の代金など、宿泊施設での滞在時に追加で支払を行ったものも、支援対象となる旅行・宿泊代金に含まれますか？	事前に予約を行っていたもののみが旅行・宿泊代金に含まれます。宿泊施設滞在時に追加で注文した商品・サービスについては旅行・宿泊代金に含まれません。

34	支援	事前に旅行会社で予約したパック旅行に加えて、現地でパックに含まれていない食事代を支払ったり、フリー時間に観光施設を訪れて入場料を支払った場合、これらの食事代や観光施設入場料は支援対象となる旅行・宿泊代金に含まれますか？	事前に旅行会社で予約したパック旅行の代金のみが旅行・宿泊代金となります。現地で別途支払った食事代や観光施設入場料は旅行・宿泊代金に含まれません。
35	支援	1旅行で複数の宿に宿泊した場合、支援金額はどのように算出するのですか？	宿泊施設による宿泊商品及び宿泊サービスを提供する場合、1泊ごとの1人当たり旅行・宿泊代金をもとに支援金額を算出します。 <例> 大人1人が2泊3日の旅行をしたケース 宿泊代大人1人1日目20,000円、2日目6,000円 ⇒1人あたり支援金額1日目5,000円、2日目3,000円 支援金総額は5,000円+3,000円=8,000円 クーポン券は1日目に2,000円分配布 旅行会社が販売する、企画旅行で複数の宿に宿泊する場合はそれに係る旅行代金総額から一人当たりの旅行代金を算出することができます。
36	前売券	どこの事業者が前売券を販売しているかはどうすればわかりますか。	県観光企画課ホームページに前売券発行を行う対象事業者の名称、電話番号、販売開始日等を順次掲載しますので、そちらをご覧ください。
37	前売券	前売券の利用に上限はありますか。	1人泊当たりの支援金額5,000円が上限ですので、前売券の利用金額は10,000円分が上限になります。10,000円券については、1人泊あたり1枚まで、2,000円券については1人泊あたり5枚まで使用可能です。 ただし、2,000円券については、旅行・宿泊代金がお一人あたり4,000円以上でなければ利用できません。 実際の利用料金と前売券との差額はその他の決済方法により宿泊者へ支払をお願いしてください。 (※旅行会社が扱う日帰りの旅行商品は1人泊当たりではなく一人当たりと読み替えてください。)
38	前売券	前売券はどこで利用できますか。	利用できるのは、前売券を購入した対象事業者(宿泊施設又は旅行会社)に限ります。(別の対象事業者で利用することはできません。) 宿泊施設への予約方法は問いませんが、決済方法は「現地払い」に限ります。
39	前売券	前売券はいつまで購入できますか。	販売は令和3年10月15日までとなります。なお、対象事業者によっては10月15日までに販売を終了する場合がありますので、詳しくは直接、前売券の販売施設にご確認ください。→予約・販売期限が令和3年12月31日までに延長となりました。
40	前売券	前売券はいつから利用できるのですか。	ワクチン接種の普及状況や感染状況の指標でステージⅡ相当以下等を考慮し、県が判断したときになります。開始後の予約、実施日の割引支援、クーポン券の配布の対象になりますのでご注意ください。 ※事業開始条件は変更になる場合がございます。
41	前売券	前売券はいつまで利用できるのですか。	事業開始から令和4年1月1日チェックアウトまで(予定)です。ただし、感染状況によっては利用期間を見直すことや、県や対象事業者の判断で利用を停止する場合がありますので予めご了承ください。 なお、対象事業者によっては別途利用期間を設定する場合がありますので、詳しくは直接、前売券の販売施設にご確認ください。
42	前売券	県民だけでなく、県外の方も購入できますか。	対象の県民以外の方が購入することは認められません。購入時に県内の居住を証明する書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、旅券等)で対象県民であることを確認させていただきます。
43	前売券	前売券について、家族もしくは法人等の代表者がまとめて購入・支払いすることは可能でしょうか。	個人および法人等の代表者がまとめて購入・支払いすることも可能です。

44	前売券	前売券を購入者でない方が利用することは可能ですか。	前売券の営利目的による転売は禁止です。ただし、購入者が自筆署名して譲渡した実券については、購入者名簿と照合ができればその持参人が使用できます。
45	前売券	事業者の事情等により前売券を利用可能期間内に使用できなかった場合どうなりますか。	販売した前売券を購入者が実際に使用することができず、利用対象期間を経過した場合に被る損害について、県は責任を負いません。あらかじめ承諾の上でご購入ください。
46	前売券	購入者の事情、感染拡大など様々な事情で前売券を利用可能期間内に使用できなかった場合、払い戻しはしてもらえるのですか。	払い戻しの可否は対象事業者で決定します。直接、前売券を購入された対象事業者へお問い合わせください。